通知預金

令和6年12月27日現在

商品名 通知預金 (愛称)

販売対象 	・法人、個人
期間	・特に期間の定めはありません。ただし、預入後最低7日間の据置期間が必要です。
預人(1)預入方法(2)預入金額(3)預入単位払戻方法	・一括預入 ・1万円以上 ・1円単位 ・随時解約(払戻し)できます。 ただし、解約する日の2日前迄にご通知ください。
利 息 (1) 適用金利 (2) 利払方法 (3) 計算方法	・毎日の店頭表示の利率を適用します。 ・解約時(払戻時)に一括して支払います。 ・1 年を 365 日とする日割計算。 ・付利単位を 100 円として利息を計算します。
税金	・利息には復興特別所得税を含め、15.315%の国税がかかります。なお、個人及び収益事業を行わない、法人以外の団体については、その他に5%の地方税がかかります。ただし、マル優をご利用の場合は除きます。
付加できる 特約事項	・マル優をご利用いただけます。
中途解約時の 取扱い	・原則として据置期間(7日間)内に解約することができません。 ・据置期間内に解約する場合は、解約日における普通預金利率により計算した利息とともに支 払います。
金利情報の入手 方法	・金利は店頭備え付けの金利表示ボードをご覧いただくか、または窓口へご照会ください。
預金保険について	・預金保険制度の付保対象預金です。預金保険によって元本 1,000 万円までとその利息が保護の対象となります。(当金庫に複数の口座がある場合には、それらの預金元本を合計して 1,000 万円までとその利息が保護されます。)
苦情処理措置 紛争解決措置	・お客さまからの相談·苦情·紛争等につきましては「苦情処理措置・紛争解決措置について(預・融 共通)」をご覧ください。

預一9

